

まちづくりニュース

平成19年5月 発行：練馬区環境まちづくり事業本部都市整備部東部地域まちづくり課
編集協力：(株)首都圏総合計画研究所（まちづくりコンサルタント）



北町地区では、災害に強く安全で住みよいまちをめざして、密集住宅市街地整備促進事業を進めております。この事業では、災害に強い住宅への建替えの促進、道路・公園などの基盤整備に取り組んでいます。今年度も引き続き事業を進めていきますので、どうぞよろしくお願ひします。

今回のニュースでは、北町ふれあい公園の開園報告、今年度の取り組み予定などについてご紹介します。

地区の皆さんと一緒に計画づくりを進めてきた 「北町ふれあい公園」が開園しました！

「北町ふれあい公園」（旧都営住宅跡地）の整備が終了し、平成19年4月に開園いたしました。

計画づくりにあたっては、住民参加により、地区の皆さんの要望をできるだけ取り入れられるワークショップを実施して進めてまいりました。

地域の憩いの場、ふれあいの場として、この公園をよろしくお願ひいたします。



北町ふれあい公園

東西に長いL型の公園です。

面積：約1,322㎡

幅：約57m

奥行：約28m



【歩車共存道路】
公園のアクセスとなる道路もあわせて整備しました。



- ペニバナエゴノキをシンボルツリーとし、区の木であるコブシ、アジサイなど、多種（46種）の樹木を配しています。



- 地域の防災性の向上のために、防火水槽（100t）、災害時に利用できるマンホールを備えたトイレ、座板を取り外し、かまどとして利用できるベンチを設置しています。

【災害用マンホール付トイレ】

【かまどベンチ】



- 多様な世代が楽しめるように、すべり台付き幼児用複合遊具、背伸ばしベンチ等の健康遊具を設置しています。

【複合遊具】

【健康遊具】



「第20回まちづくり委員会」が開催されました

「まちづくり委員会」は各町会・商店会の代表的な立場の方々から構成され、密集事業の進め方などを随時ご相談させていただいております。今回は、平成19年3月28日（水）に以下の内容で開催されました。

- 密集事業の状況（道路・公園整備など）について
- 新年度の取り組みについて
- まちづくりのルールづくりについて
- 委員長・副委員長の改選について



まちづくり委員会の様子

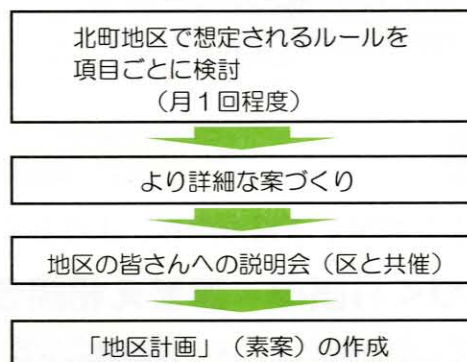
「まちづくりルールを考える会」（第2・3回）のあらまし

建物の建て方や土地利用の仕方などについて、地区の町会・商店会の推薦の方々及び公募の方々にご参加いただき、「まちづくりルール」を考える会で検討を進めています。

第2・3回（平成19年3月16日、4月26日開催）では、土地の細分化を防止できるように、敷地を分割する場合の最低限度（最低敷地規模）をテーマに討議しました。

以下に、当日の主なご意見を紹介します。

【会の流れ】



19
年度
(予定)

区) 都市計画決定の手続き

<主なご意見>

【最低敷地規模のルールの考え方について】

- ・現状の戸建て住宅の敷地規模分布を参考に検討するのがよい。
- ・住宅地と商店街は区別して考える方がよい。
- ・居住者にとって適度な住環境が保てる事と資産価値や市場性のバランスを考慮して検討することが必要。
- ・個人の感覚だけでルールの数字を判断するのは難しい。
- ・ルールによって分割ができなくなる土地の所有者の意向を知る必要がある。 など

【検討のしかたについて】

- ・地区内の土地細分化の具体例（ミ二開発等）を知りたい。
- ・具体的な検討をする際には、商店や工場の方にも参加してもらおうべきだ。 など

【その他について】

- ・まちを良くするためには、ある程度の規制は必要。
- ・区内の地区計画の例で、最低敷地規模は何㎡と設定しているのか。
- ・壁面後退をルールとすれば、小規模な敷地では不利になるのではないか。
- ・準工業地域を住居地域に用途変更できれば、まちの環境が変わるのではないか。
- ・まちづくり委員会とこの会の趣旨の違いを理解してもらえるような機会があるとよい。 など

◆◆まとめ◆◆

最低敷地規模のルールは必要だが、その影響を受ける方々の意向を把握していく。



問い合わせ先



練馬区 環境まちづくり事業本部 都市整備部 東部地域まちづくり課

TEL : 03-3993-1111 (内線8616) 担当 : 関谷・二森・竹内